

子育てのための施設等利用給付 及び 認可外保育事業利用者 利用料補助金のご案内

1. 補助制度の種類について

稲城市では、東京都認証保育所を利用されている方に、保育料の一部補助を行っています。制度は「子育てのための施設等利用給付」（国制度）と「認可外保育事業利用者利用料補助金」の2種類があります。該当の有無については、①お子さんのクラス年齢、②第何子に該当するのか、③世帯の課税状況、④保育の必要性の認定の有無によって異なります。以下の＜月額補助金額＞の表でご確認ください。

＜月額補助金額＞

補助対象世帯				【A】 子育てのための 施設等利用給付	【B】 認可外保育事業 利用者利用料 補助金額（予定）	合計 補助金額
補助 基準 額	0～2 歳児 クラス	課税世帯	第1子		60,000円	60,000円
			第2子以降		60,000円	60,000円
		非課税 世帯	第1子	42,000円	18,000円	60,000円
			第2子以降		38,000円	80,000円
	3～5歳児クラス		第1子	37,000円	18,000円	55,000円
			第2子以降		40,000円	77,000円

- ※ 保護者の負担する保育料を上限として補助します。
- ※ 「第1子」「第2子以降」について、補助対象の保護者と生計を一にする児童の中で、年齢が高い順に数えて該当する順位を適用とします。
- ※ 課税判定について、4月～8月利用分を前年度、9月～翌年3月利用分を当該年度の課税状況で行います。
- ※ 認可外保育事業利用者利用料補助金の補助金額は、令和7年9月以降の額です。令和7年8月以前に関しては、金額が異なりますのでご注意ください。
- 【A】子育てのための施設等利用給付は、食材費、食材料費、通園送迎費、行事費その他実費に係る費用は対象外です。
- ※ 【B】認可外保育事業利用者利用料補助金については、食材費、食材料費は対象ですが、通園送迎費、行事費その他実費に係る費用は対象外です。

2. 【A】子育てのための施設等利用給付（国制度）について

- （1） 補助の対象について（①②のすべてを満たす方）
- ① 保育の必要性の認定（「子育てのための施設等利用給付認定」）を受けている児童の保護者
 - ② 0～2歳児クラスの非課税世帯 及び 3～5歳児クラスの児童の保護者

【対象外】

・ 0～2歳児クラスの課税世帯の児童の保護者

(2) 申請書類 (※認定をすでに受けている方は、毎年度の申請は不要です)

- ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書(2号・3号)
- ② 保育を必要とする理由が確認できる書類(父母両方とも必要)
(例) 就労証明書
- ③ 市町村民税課税証明書(令和6年度分及び令和7年度分)【0～2歳児クラスの非課税世帯で、令和6年及び令和7年1月1日時点で稲城市に住民票のない途中転入者のみ】

※ 給付開始希望前までに、市に「子育てのための施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」を提出する必要があります。遡及しての認定をいたしませんのでご注意ください。

※ ①②の様式は、市ホームページに掲載しております。

※ 令和6年度分の市町村民税課税証明書に関しては、令和6年1月1日時点で住民票のあった自治体にて発行が可能です。

※ 令和7年度分の市町村民税課税証明書に関しては、令和7年1月1日時点で住民票のあった自治体で発行(通常6月頃)し、速やかにご提出ください。

3. 【B】認可外保育事業利用者利用料補助金 について

(1) 補助の対象について(①②のすべてを満たす方)

- ① 稲城市内に各月初日に住民票のある保護者
- ② 各月初日に東京都認証保育所(※東京都独自の制度)に入所しており、月160時間以上利用する児童の保護者

【対象外】

- ・月の途中から入所(または稲城市内への転入)した場合の当該月分
- ・都外の認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く。)に入所している場合

(2) 申請書類 (※毎年度、申請が必要)

- ① 稲城市認可外保育事業利用者利用料補助金交付申請書
- ② 市町村民税課税証明書(令和6年度分及び令和7年度分)【0～2歳児クラスの令和6年及び令和7年1月1日時点で稲城市に住民票がない方のみ】

※令和6年度分に関しては、令和6年1月1日時点で住民票のあった自治体で市町村民税課税証明書の発行が可能です。

※令和7年度分に関しては、令和7年1月1日時点で住民票のあった自治体で市町村民税課税証明書を発行(通常6月頃)し、速やかにご提出ください。

4. 申請書類の配付場所 及び 提出先

〒206-8601

稲城市子ども福祉部子育て支援課保育・幼稚園係(市役所2階5番窓口)

※ 郵送で提出する場合は、特定記録や簡易書留など記録が残る形をおすすめします。

5. 提出期限

入所月の前月20日(市役所閉庁日・休日開庁日の場合はその前の開庁日)まで

※ 施設を通じて提出する場合は、施設の指示に従って提出してください。

※ 書類不備等の場合、不受理ですので返却いたします。必ず期限までにご提出ください。

6. 補助金のお支払方法（補助金の支払い方法は2種類あります）

（１）代理受領方式 【原則として全施設対象】

代理受領とは、利用者（＝保護者）は、本来の保育料から補助金分を差し引いた額を、施設に対して支払う方法を指します。利用者は、当該補助金の申請後に請求手続きを行う必要はありません。

（２）償還払い方式 【施設が代理受領に対応しない場合】

◆ 子育てのための施設等利用給付【A】

利用者は利用料全額をいったん施設に支払います。その後、施設が発行する領収証と特定子ども・子育て支援提供証明書を請求書に添付して、市に子育てのための施設等利用費を請求します。市が請求内容を確認後に、直接利用者が指定する口座に振り込みます

＜支払いまでの流れ＞

- ① 利用者は、利用料全額を施設にお支払いください。
- ② 施設に「特定子ども子育て支援提供証明書」及び領収書の発行を依頼してください。
- ③ 市に「子育てのための施設等利用費」を請求してください。

【請求期限】 7月・10月・1月・翌年度4月の各月15日まで

（※市役所閉庁日 及び 休日開庁日の場合は翌営業日）

【請求書類】 ・施設等利用費請求書（認可外保育施設等償還払い用）

・特定子ども子育て支援提供証明書（施設が発行）

・領収書（施設が発行）

- ④ 市が実績内容を確認し、請求期限の翌月末頃にお振込みします。

※ 複数月分をまとめて請求することも可能です。利用年度の翌年度4月15日までにご請求ください。

※ 「子育てのための施設等利用費」の請求後、決定通知等の送付は行いませんので、支給額は、通帳の記帳等によってご確認ください。

◆ 認可外保育事業利用者利用料補助金【B】

下表の時期に、直接本人にお支払いしますので、申請後の請求手続きは不要です。

補助対象月	支払月（予定）
1 回目 （令和7年4月～6月分）	令和7年8月末頃
2 回目 （令和7年7月～9月分）	令和7年11月末頃
3 回目 （令和7年10月～12月分）	令和8年2月末頃
4 回目 （令和8年1月～3月分）	令和8年5月末頃

※決定通知等の送付は行いません。支給額は、通帳記入等によりご確認ください。

【お問合せ】

稲城市子ども福祉部子育て支援課保育・幼稚園係
電話：042-378-2111（内線233・234）